

平成25年度予算見積調書

課室名：金融課

担当名：総務・高度化資金担当

内線：3806

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B50	小規模企業者等設備導入資金特別会計繰出金			一般会計	商工費	商工業費	金融対策費	小規模企業者等設備導入資金特別会計繰出金	
事業期間	昭和31年度～ 平成42年度	根拠法	独立行政法人中小企業基盤整備機構法 埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則	戦略項目		07	世界水準の中小企業		
				分野施策		030101	がんばる中小企業の支援		
1 事業概要 中小企業高度化資金に係る貸付及び債権管理を適切に行うため、小規模企業者等設備導入資金特別会計の管理指導費に事務費の繰り出しを行う。 (1) 小規模企業者等設備導入資金特別会計繰出金 7,044千円				5 事業説明 (1) 事業内容 中小企業高度化資金貸付・債権管理事業の適切な実施のため、一般会計から小規模事業者等設備導入資金特別会計の管理指導費に事務費の繰り出しを行う。 中小企業高度化資金管理指導費（事務費）の財源の繰出し：7,044千円 (2) 事業計画 高度化資金管理指導費（事務費）のうち、債権管理に係る弁護士費用、訴訟事務費用等の不足分に補填する。 (3) 事業効果 高度化資金貸付金の適切な債権管理、資金貸付が可能となる。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2.0人=19,000千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との 対比
決定額	7,044							7,044	△1,243
前年額	8,287							8,287	